

## 直結増圧式給水に関する誓約書（新設・既設）

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長 宛

給水装置工事申込者(所有者)

住所又は所在地

氏名または名称

⑨

電話番号

給水装置の設置場所	越谷市 松伏町 (建物の名称)
指定給水装置工事事業者	氏名又は名称 店 番 第          号 電話番号          (          )          ⑨
増圧給水設備等の管理者 (連絡先)	氏名又は名称 電話番号          (          )          ⑨

上記の建物における直結増圧式給水について、次のことを誓約します。

1. 故障時の対応

直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、貯水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。

2. 定期点検

増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うと共に必要な修繕を行います。

3. 損害補償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、企業団及びその他使用者等に損害を与えた場合は責任をもって補償します。

4. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは配管の布設替等を所有者又は使用者の責任において行い、企業団の指示に従い速やかに改善します。

5. 水道メーターの管理及び検針業務への協力

水道メーターは検針業務等に支障のないように管理するとともに、オートロック等設備等が設置される建物の場合は、検針業務等に支障がないよう協力します。

なお、支障が生じた場合は、企業団の指示に従い所有者又は使用者の費用で速やかに改善します。また、計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには企業団に協力し断水することを承諾します。

6. 誓約事項の継承

所有者又は管理者を変更するときは、変更後の所有者又は管理者に対して、当該誓約事項について責任をもって継承します。

7. 条例・規定の遵守

上記各項のほか、取扱上必要な事項については、越谷・松伏水道企業団給水条例・規則及び規定等を遵守します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、企業団には一切迷惑をかけません。